議案第６４号

京田辺市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例及び京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部改正について

京田辺市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例及び京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年１１月２７日　提出

京田辺市長　　上　村　　崇

（提案理由）

本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用するこれらの条例について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第　　号

京田辺市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例及び京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（京田辺市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）

第１条　京田辺市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成１０年京田辺市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第９条の３の３第２項」を「第９条の３の３第３項」に、「同条第３項」を「同条第４項」に改め、「第９条の３の３第１項」の次に「若しくは第２項」を加え、「第９条の３の３第３項」を「第９条の３の３第４項」に改める。

第２条第２項、第３条第２項及び第５条第２項中「第９条の３の３第２項」を「第９条の３の３第３項」に改める。

（京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部改正）

第２条　京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例（平成２６年京田辺市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「同条第３項」を「同条第４項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

京田辺市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例及び京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現　行	改正理由
［京田辺市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正（第１条関係）］	［京田辺市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正（第１条関係）］	
（目的）	（目的）	
第１条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）第９条の３第２項（同条第９項（法第９条の３の２第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第９条の３の３第３項（同条第４項において読み替えて準用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第９条の３第１項又は法第９条の３の３第１項若しくは第２項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び法第９条の３第８項（法第９条の３の３第４項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第８条第２項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。	第１条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）第９条の３第２項（同条第９項（法第９条の３の２第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第９条の３の３第２項（同条第３項において読み替えて準用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第９条の３第１項又は法第９条の３の３第１項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び法第９条の３第８項（法第９条の３の３第３項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第８条第２項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う改正
（対象となる施設の種類）	（対象となる施設の種類）	
第２条　（略）	第２条　（略）	
２　法第９条の３の３第３項の規定による報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、焼却施設とする。	２　法第９条の３の３第２項の規定による報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、焼却施設とする。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う改正
（縦覧の告示等）	（縦覧の告示等）	
第３条　（略）	第３条　（略）	
２　受託者は、法第９条の３の３第３項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、縦覧の場所及び縦覧の期間のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。	２　受託者は、法第９条の３の３第２項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、縦覧の場所及び縦覧の期間のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う改正
（１）及び（２）　（略）	（１）及び（２）　（略）	
（意見書の提出先等の告示等）	（意見書の提出先等の告示等）	

京田辺市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例及び京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現　行	改正理由
第５条　（略）	第５条　（略）	
２　受託者は、法第９条の３の３第３項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を公告するものとする。	２　受託者は、法第９条の３の３第２項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を公告するものとする。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う改正
［京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部改正（第２条関係）］ （事業者の自己処理の基準）	［京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部改正（第２条関係）］ （事業者の自己処理の基準）	
第１５条　事業者は、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理するときは、その一般廃棄物を法第６条の２第２項に定める基準（特別管理一般廃棄物については、同条第４項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準）に準じて処理しなければならない。	第１５条　事業者は、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理するときは、その一般廃棄物を法第６条の２第２項に定める基準（特別管理一般廃棄物については、同条第３項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準）に準じて処理しなければならない。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う改正
２～４　（略）	２～４　（略）	